

# 指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所

## 重要事項説明書

このたびは、当事業所をご指名いただき有難うございます。

当事業所は、ご利用者（ご本人）に対し、障害者総合支援法に基づく指定特定相談及び指定一般相談支援をご提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明いたします。

目	次
1 担当相談支援専門員 .....	1
2 事業者 .....	2
3 事業所の概要 .....	2
4 事業の概要 .....	3
5 利用料金 .....	3
6 運営の特徴 .....	3
7 苦情の受付 .....	4
8 事故発生時の対応 .....	4

当事業所は、特定相談支援・一般相談支援  
の指定を受けております。

いきいきセンター障害者特定相談支援事業所  
(江別市指定 第 0131000143号)

いきいきセンター障害者一般相談支援事業所  
(北海道指定 第 0131000143号)

### 1 あなた様を担当させて頂く相談支援専門員

氏 名  
電 話 011-802-5004

☆ どうぞよろしくお願ひいたします。

☆ 今後、相談支援専門員が交代になる時は、改めてお知らせいたします。

## 2 事業者

- (1) 法人名 一般財団法人 江別市在宅福祉サービス公社  
 (2) 所在地 江別市大麻沢町5番地の6 江別市いきいきセンターさわかち  
 (3) 電話 011-387-5111  
 (4) 代表者 理事長 佐藤 功  
 (5) 設立 平成 9年 3月 1日  
 (6) 事業所種別 相談支援 居宅介護 重度訪問介護 日中一時支援  
 移動支援

## 3 事業所の概要

### (1) 相談支援事業所の名称・指定番号・サービス提供地域

事業所名	いきいきセンター障害者特定相談支援事業所 いきいきセンター障害者一般相談支援事業所
所在地	江別市大麻沢町5番地の6 江別市いきいきセンターさわかち
障害者自立支援指定番号	江別市指定 第 0131000143号 (特定相談支援) 北海道指定 第 0131000143号 (一般相談支援)
サービスを提供する地域	江別市全域 (☆江別市以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい)

### (2) 事業所の職員体制

	関係資格	常勤	非常勤	計
管理者	社会福祉士	1		1
相談支援専門員 (管理者兼務を含む)	社会福祉士	3		4
	介護福祉士	1		
苦情担当	社会福祉士	1		1

### (3) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 午前8時45分から午後5時15分
休業日	国民の祝日、12月29日から1月3日
☆ 上記に係わらず、ご希望があればご相談下さい。	

### (4) 主たるご利用者

身体障がいがある	18歳以上の方
知的障がいがある	18歳以上の方
精神障がいがある	18歳以上の方
障害者総合支援法に規定する難病等がある18歳以上の方	

## 4 相談支援事業の概要

状態の把握	・サービスご利用に向けたご本人の心身の状況やその置かれている環境、日常生活全般の状況またご家族の意向をご一緒に確認いたします。ご利用者が希望される生活やサービスへの意向をできるだけ反映するように心がけます。
・サービス等利用計画の原案作成	・ご希望や意向に対応するための適切な福祉サービス等の組み合わせについてご一緒に検討し、計画の原案を作成いたします。その際、サービス内容や料金等を適正公平にお伝えいたします。
・担当者会議 ・事業所への申込みと調整 ・本計画の作成	・関係するサービスの支給決定等が行われた後に、ご本人ご家族の同意を頂き、本計画を作成いたします。 ・支給決定等の内容を踏まえ、変更を行ったサービス等支援計画の原案に位置づけた関係サービス等の担当者会議を開催し、円滑に実現できるよう、調整いたします。事業者側の事情により、原案通りのサービス提供が難しい場合も有り得ます。その際は事業者を変更する等について、ご本人ご家族とご相談いたします。
・サービスの利用開始 ・モニタリング	・ご本人ご家族と、サービス事業者との成約を頂き、実際のサービスご利用が始まります。 ・私どもは、ご本人の状態の把握や、サービスがご本人ご家族の意向や希望に添って計画通り提供されているかの確認等を継続して行なっております。
この他、提供サービスの変更等、全般に亘ってのお手伝いを承ります。どうぞ、お気軽にご相談ください。	

## 5 利用料金

### (1) 利用料

相談支援について支給決定を受けられた方は、障害者総合支援制度から全額給付されるので自己負担額はございません。

### (2) 交通費

江別市内にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、相談支援専門員がお訪ねする為の交通費の実費を頂きますが、当事業所の自動車を使用した場合は、交通費は頂きません。

### (3) 解約料

いつでも契約を解約する事ができ、一切料金はかかりません。

## 6 当事業所の相談支援事業の特徴等

### (1) 運営の方針

私どもは、ご本人の人権を尊重し、心身の状況やその置かれている環境等に応じ、ご本人ご家族が望まれている生活を最大限に実現できることを目的といたします。この為、ご本人ご家族とのご相談を大切にし、その上で、ご本人ご家族の選択に基づき、この目的に共感する事業者と共にサービスを提供できるよう、誠意をもって公正に支援いたします。

## 7 サービス内容に関する苦情

- (1) 私どもの相談支援に関する苦情及びサービス利用計画に基づいて提供している各サービスについての苦情を承ります。

担当 荒井 緑

電話 011-387-5111

### (2) 苦情の処理

苦情があった場合は、直ちに窓口担当者がご本人等に連絡をとり、訪問等で詳細な事情を伺い、その内容によって迅速に対応いたします。

### (3) その他

江別市にも苦情等窓口がありますので、ご利用ください。

担当窓口 江別市健康福祉部 福祉課障がい福祉係 電話 011-381-1031

## 8 事故発生時等の対応

- (1) 事故が発生した場合は、直ちに北海道、江別市及びご本人の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ご本人等に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際は、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

令和 年 月 日

指定特定相談支援及び指定一般相談支援の提供開始に当たり、ご利用の方に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項をご説明いたしました。

事業所

所在地 江別市大麻沢町5番地の6 江別市いきいきセンターさわまち

名称 一般財団法人 江別市在宅福祉サービス公社  
いきいきセンター障害者指定特定相談支援事業所  
いきいきセンター障害者指定一般相談支援事業所

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定特定相談支援及び指定一般相談支援についての重要事項の説明を受けました。

ご契約者  
氏名